

平成21年6月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第38457号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年4月10日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同訴訟復代理人弁護士

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同代表者法務大臣

同指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

国 告

森 英 介

肥 田 薫

浅 川 晃

鈴 木 芳 典

松 田 真

本 田 竜 一

和 田 博 之

孕 石 裕 之

福 島 裕 之

鈴 木 良 二

菊 池 義 利

高 城 夫

高 橋 己

岩 田 裕 司

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2万円及びこれに対する平成21年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、別件の民事訴訟を提起した原告の申立てにより、受訴裁判所が、同訴訟の被告の住所等について、江東社会保険事務所及び木場公共職業安定所を嘱託先として行った調査嘱託に対し、上記嘱託先が回答をしなかったことが違法であるとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、2万円の損害賠償及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年1月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

1 前提事実（括弧内に証拠等を記載した事実以外は争いがない。）

- (1) 原告は、海外先物取引を行う株式会社日本インベストメントプラザ及びその役員・従業員らを被告として、240万円の損害賠償等の支払を求める訴訟（東京地方裁判所平成20年(ワ)第14950号損害賠償請求事件。以下「別件訴訟」という。）を提起した。
- (2) 原告は、別件訴訟を提起するにあたり、同訴訟の被告とした桑原●●（以下「桑原」という。）及び野中●●●（以下「野中」という。）の住所が不明であったため、これらの者の就業場所を送達場所としたが、この就業場所での送達はできなかった（甲1、甲2、弁論の全趣旨）。

そこで、原告は、平成20年10月10日、受訴裁判所に、江東社会保険事務所を嘱託先として、桑原及び野中の住所及び基礎年金番号の回答を求める旨の調査嘱託の申立てをするとともに、木場公共職業安定所を嘱託先とし

て、桑原及び野中の住所及び雇用保険番号の回答を求める旨の調査嘱託の申立てをし、別件訴訟の受訴裁判所は、これらの申立てを採用し、嘱託がされた（以下、江東社会保険事務所を嘱託先とするものを「本件調査嘱託1」といい、木場公共職業安定所を嘱託先とするものを「本件調査嘱託2」といい、これらを併せて「本件調査嘱託」という。）。

- (3) 江東社会保険事務所は、本件調査嘱託1につき、平成20年10月28日付けの文書で、受訴裁判所の担当書記官（以下「担当書記官」という。）に対し、嘱託事項に回答するには、社会保険庁個人情報保護管理規定（以下「本件規定」という。）により本人の同意が必要であるところ、本人の同意を得ていないため、嘱託事項には回答できない旨の回答をした。

その後、上記調査嘱託に係る「調査嘱託書（再）」が送付され、江東社会保険事務所は、同年11月11日、これを受領したが、同事務所の担当者は、同月20日ころ、担当書記官に対し、嘱託事項に回答するには、本件規定により本人の同意が必要である旨を電話で回答した。これを受けて、担当書記官は、江東社会保険事務所の担当者に対し、その旨を文書で回答するよう伝えた（弁論の全趣旨）。

江東社会保険事務所は、同月25日、担当書記官に対し、本件規定により嘱託事項には回答できない旨を文書で回答した（乙4の1、2、弁論の全趣旨）。

- (4) 木場公共職業安定所は、本件調査嘱託2につき、平成20年10月24日ころ、担当書記官に対し、職業安定法51条の2により、嘱託事項には回答することができない旨を文書で回答した。

その後、上記調査嘱託に係る「調査嘱託書（再）」が送付され、木場公共職業安定所は、同年11月11日、これを受領したが、同所所長は、同月14日ころ、担当書記官に対し、職業安定法51条の2により嘱託事項には回答することができない旨を再度文書で回答した（弁論の全趣旨）。

(5) 被告は、社会保険事務所及び公共職業安定所の各事務を管掌している。

2 争点及びこれについての当事者の主張

(1) 嘱託先の行為の違法性

(原告の主張)

本件調査嘱託は、訴権行使の前提である訴状の送達に必要な桑原及び野中の住所を把握しようとしたものであり、その利益は、桑原及び野中のプライバシーに優越するものである。

そして、本件調査嘱託は、別件訴訟の受訴裁判所が必要性とその反対利益を衡量した上で採用したものである上、本件規定の上位規範である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条1項は、法令に基づく場合には、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供すべきものとしており、調査嘱託に応じてする個人情報の提供は、この「法令に基づく場合」に当たる。

したがって、江東社会保険事務所及び木場公共職業安定所（以下「本件各嘱託先」という。）には、それぞれ本件調査嘱託1及び2の嘱託事項に回答する公法上の義務があったというべきである。

そして、本件各嘱託先は、このような義務があること、原告が上記義務の履行を期待していたこと及び上記義務を履行することにより原告の利益が守られることを認識しており、しかも、上記義務を履行するのに障害がなかったにもかかわらず、本件調査嘱託に対する回答を拒否し、原告の訴権を侵害したものである。

このような本件各嘱託先の行為は、国家賠償法1条1項の違法に当たるといふべきである。

(被告の主張)

国家賠償法1条1項にいう違法性とは、権利侵害ではなく、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対し負担する職務上の法的義務に違反することであると解される。

しかるに、裁判所から調査嘱託を受けた官公署は、これに応じる公法上の義務を負うとしても、この義務は、公法上の一般的な義務であるにとどまり、調査嘱託の申立てをした個々の訴訟関係人に対して負う義務ではない。

したがって、本件調査嘱託を受けた本件各嘱託先は、本件調査嘱託の申立てをした原告に対し、これに回答する職務上の法的義務を負担していたものではないから、本件調査嘱託に対して回答しなかったとしても、原告の法的に保護された利益が侵害されることになるものではなく、回答しなかったことが国家賠償法1条1項の違法と評価される余地はない。

(2) 損害

(原告の主張)

公示送達によって訴状を送達し、債務名義を取得しても、強制執行を行うことは極めて困難であり、また、強制執行の段階において桑原及び野中の住所を把握する手段はないから、本件調査嘱託は、別件訴訟において不可欠なものであった。

本件各嘱託先が本件調査嘱託に対する回答を拒否したために、原告は、桑原及び野中の住所を把握することができなかったものであり、これにより原告が被った損害は2万円を下回ることはない。

(被告の主張)

ア 原告がいかなる損害を被ったか明らかでなく、原告の損害の主張は失当である。

イ 桑原及び野中に対する訴状等の送達は、公示送達の方法等によっても可能であったし、桑原及び野中の住所情報を保有している団体は、本件各嘱託先以外にもあるから、本件調査嘱託は、桑原及び野中に訴状等の送達をするために不可欠なものであったわけではなく、原告の主張する損害は、本件各嘱託先が嘱託事項に回答しなかったこととの間に相当因果関係を有するものではない。

第3 争点に対する判断

1 本件各嘱託先の行為の違法性について

原告は、本件調査嘱託に対し本件各嘱託先が回答をしなかったことが国家賠償法1条1項の違法に当たると主張し、別件訴訟の受訴裁判所が、原告の申立てを採用して本件調査嘱託をしたのに対し、本件各嘱託先が回答をしなかったことは前提事実のとおりである。

ところで、国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものと解される。

そこで、本件各嘱託先が原告に対して嘱託に応じる法的義務を負担するかについてみるに、民事訴訟法186条は、裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができるとしており、裁判所にこのような権限を与えていることにかんがみると、嘱託を受けた内国の官公署は、正当な事由がない限り、嘱託に応じる義務を負うものと解される。

しかし、この義務は、調査嘱託についての裁判所の権限に対応した一般公法上の義務であり、嘱託先が調査嘱託の申立てをした当事者に対して負担する法的義務であるとは解されない。

そして、このほかにも、調査嘱託の嘱託先に、当該調査嘱託の申立人に対する関係において、嘱託に応じる職務上の法的義務が発生する理由があるとはいえない。

そうすると、本件各嘱託先が本件調査嘱託に応じなかったことをもって、本件調査嘱託の申立人である原告に対する職務上の法的義務に違背したことになるとはいえず、別件訴訟における原告の法律上保護された利益を侵害したということもできない。

したがって、本件各嘱託先が本件調査嘱託に対して回答をしなかったことが国家賠償法1条1項の違法に当たるとする原告の主張は採用することができない。

2 結論

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判長裁判官 端 二三彦

裁判官 大 島 淳 司

裁判官 齊 藤 敦

これは正本である。

平成21年6月19日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 宮 崎

透

